「健康保険任意継続被保険者資格取得」申請要領

資格喪失後も当健康保険組合に加入する場合は、被保険者期間が継続して２か月以上あれば、申請により引き続き２年間 個人で被保険者になることができます。
任意継続被保険者の出産育児一時金・高額療養費・埋葬料は在職中と同じように給付が受けられますが、傷病手当金・出産手当金は、在職中の被保険者期間が１年以上あって退職時に手当金を受けている場合のみ、在職時の資格喪失後給付として引き続き受給することができます。

保険料について

保険料は、全額自己負担で、次のどちらか低い方になります。

①資格喪失時の標準報酬月額

②当健康保険組合の前年９月末時点の平均標準報酬月額

保険料額は、下記の場合を除き**２年間の期間満了まで変わりません。**

ア．保険料率の変更があった時

イ．②の額になる方は、平均標準報酬月額の変更があった時（毎年４月に見直し）

＊被扶養者に異動があっても保険料額は変わりません。

＊４０歳以上６５歳未満の方は「介護保険料」が上乗せされます。

＊資格喪失時の標準報酬月額は勤務先の健康保険事務担当者様にご確認ください。

＊平均標準報酬月額は当健保ホームページの組合案内（事業概況）でお知らせしています。

資格喪失について

任意継続は原則**２年間加入ですが、下記理由に該当したときはその時点で資格喪失します。**

(1)　就職して一般被保険者の資格を取得したとき（被保険者資格を取得した日）
(2)　納付期日までに保険料の支払いがなかったとき（納付期日の翌日）
(3)　被保険者が死亡したとき（死亡日の翌日）
(4)　後期高齢者医療制度に該当したとき（75 歳の誕生日または 65 歳以上の障害認定日）
(5)　被保険者から資格喪失の申出があったとき（申出書受理日の翌月１日）

〈〈〈　手続き　〉〉〉

「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」を記入し、**資格喪失日（退職日の翌日）から２０日以内（※）に当健康保険組合へ提出してください。**　※２０日目が休日の場合は翌業務取扱日

被扶養者がいる方は、**「健康保険被扶養者（異動）届」**（事業主記入欄及び被保険者欄の被保険者記号番号の記入は不要）**と「認定に伴う確認書類」を添付してください。**

＊事業所からの資格喪失届が提出されたあと、任意継続の取得手続きとなります。

＊事前に保険料額が確認できた方は、資格喪失日以降１か月分の保険料を納めてください。

＊事前に保険料額が確認できなかった方には、申請書受理後 健康保険組合より保険料額を書面にてお知らせします。**書面に表示された期限までに必ず納めてください。**（期限までに初回保険料の納付がない場合、資格取得の取り消しとなります）

◎ご提出いただいた申請書等を健康保険組合で確認後、被保険者様宛に「任意継続被保険者資格取得通知書」「保険料の納付について」「資格情報のお知らせ（または資格確認書）」等を郵送します。納付書や口座振替はありませんので、銀行振込・現金書留・健保組合事務所へ持参のいずれかの方法で、**保険料の納め忘れがないようにご注意ください。**

◎医療機関窓口で支払う自己負担割合は国民健康保険と同じです。**保険料額など申請前に比較の上、ご検討ください。**

（千葉県食品製造健康保険組合）